総代会について

■総代会の制度とは

信用組合とは、組合員の「相互扶助」の精神を基本理念に、組合員―人ひとりの意見を大切にする協同 組織金融機関です。したがって、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じ て当組合の経営に参加することになります。当組合では組合員数が多いので、組合員の意見などを適正 に反映するために、総会に代わる総代会制度を採用しております。

総代会は、定款の変更、決算事項の承認、役員(理事・監事)の選任などの重要事項を決議する最高 意思決定機関です。組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるように、組合員の中から総代 選挙規程に従い適正な手続きを経て選任された総代により運営されております。

■総代の定数、任期、選出方法

1. 総代の定数

総代の総数は、100人以上160人以内とし、選挙区ごとに定数を定めております。

2. 総代の任期

総代の任期は、定期改選期の10月1日より2年間となっています。

3.総代の選出方法

総代選挙規程に則り、各選挙区ごとに立候補した組合員の中から、公平に選挙を行い選出されます。 なお、立候補者の数が定数を超えない場合は、無投票当選となります。

4.総代の重任制限

連続して10期20年の重任制限を設けています。

■ 総代氏名(敬称略・順不同)総代数141名 (注)氏名の後に就任後の連続回数を記載しております。

(2021年7月1日現在)

6

(5)

(3)

(4)

[職域総代(48名)]

佐藤 信之 ① 福島雷太① 永安 弘明 ① 佐藤 勇樹 ① 青木 良太郎② 境高志 1 田中 卓磨 ① 田川寿文① 坂本 武蔵 ① 大串 剛 1 大久保 健太① 紙谷 洋一 (1) 後藤 祐 髙比良 英 ② 1 中川誠 1 野中 慎司 ① 田端 知晃 ② 山口 智広 ③ 中村 友紀 ① 中島 久雄 ② 松浦 公樹 ① 吉武悟 (2) 橋本 幸司 ③ 吉田 祐也 ① 清水 昂 (1) 福本 広 (1) 菊川 正雄 ① 中山 竜馬 ⑥ 三原 健 (1) 竹田 和樹 ② 松尾 憲一 武田 敬成 ① 3 前田 育也 ① 高松 辰二 ② 松澤 快輝 ① 犬塚 孝治 ②

[店周総代(93名)]

「石戸松下(グン石))				
本店営業部	山下 浩二 ④			
古川 隆一 ①	喜多 昭夫 ⑥			
肥喜里 祐二②	岩永 正和 ②			
我那覇 義一④	森山 繁 ③			
今道 勝行 ⑧	小西 良一 ⑥			
初田 博當 ⑨	池崎 道男 ⑦			
岩井 正壽 ①	前川 亮 ⑦			
関本 士朗 ④	三好 保行 ⑤			
木鉢支店	浜町支店			
小串 雄也 ④	木村 武蔵 ①			
河邉 晴一 ②	山﨑 成弘 ④			
藤岡 哲哉 ⑩	若杉 伴哉 ①			

浜町支店		
1		
4		
1		
4		
3		
1		
4		
10		
7		
1		
2		
7		
2		
4		

山田 貴詞 ③ 滑石支店 入江 厚誠 ① 山口 征彦 ② 東 美暢 2 向 潮 山﨑 譲 3 中島仁 浦田 進一郎② 中村 豪 堀 憲一 (2) 髙比良 末男② 北郷 隆徳 ① 源城 和雄 ② 若杉 進 2 分部 悟 三田 真寛 ① 上野 勝敏 ② 葉山 覚 1 平尾 正治 ⑥ 渡部 恭三 2

(3)

2

森田 久美 ④ 東長崎支店 平松 智幹 ① 相田 憲二 1 福田博之① 隆一 赤瀬 1 村野 磯秋 ② 西川 邦男 ② 佐藤 孝男 ② 鶴田 光彦 ⑨ 坪田 忠 (1)

深堀支店 南光輝

原伸一

村田 嘉幸 ② (4) 2 三浦 雅 峰 利美 (4) 久保田 哲弥② 井手上 謙二②

井石 光彦 ①

横浦 順一 ③

駒田 俊彦 ⑤

黒田 義夫 ④

本村 清治 ⑥

梶原 富茂 ④

林田 勝義 ⑥

井手 壽人 ⑤

(1)

横瀬 宏

奥山 直

中川

長谷崎 正弘⑥

古谷 東明 ⑤

勝秀 (4)

森内 洋一 ⑤

内田 政信 ⑩

吉田 利光 ①

坂口 貴士 ①

坂本 俊太 ①

久米本 龍生①

田中 裕敏 ①

鬼丸 崇之

福島渡

森 将太

杉岡卓

小林 裕

1

2

(1)

(1)

1

(1)

1

田中 新吾

神田 幸弘

総代会について

■第68期 通常総代会の決議事項

2021年6月21日に第68期 通常総代会 を開催し、下記のとおり報告事項の報告 を行うとともに、決議事項については原 案通り承認可決されました。



第68期 通常総代会の模様

報告事項

第68期(令和2年度)事業報告の件

決議事項

第1号議案 第68期(令和2年度)計算書類等(貸借対照

表、損益計算書及び剰余金処分案) 承認の件

第2号議案 第69期(令和3年度)事業計画(案)並びに収

支予算(案)承認の件

第3号議案 第69期(令和3年度)最高借入限度額承認

の件

第4号議案 組合員除名の件

〈報酬体系について〉

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を 決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。 また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、総代会にて承認を得た後、当組合所定の内規に基づき支払っております。

なお、当組合においては、役員の在任期間が短く支給額が経営に与える影響は僅少であり、引当金の計上は行っておりません。

(2)役員に対する報酬

(単位:千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	32,986	70,000
監 事	8,858	16,000
合 計	41,845	86,000

- 注2.支払人数は、理事10名、監事3名です(退任役員を含む)。
- 注3. 使用人兼務理事1名の使用人分の報酬は、5,338千円です。
- 注4.役員退職慰労金は、320千円です。

(3)その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象 役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。 なお、令和2年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

- 注1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
- 注1. 対象報貨等には、新中に返位・返報した自も占めております。 注2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
- 注3. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
- 注4. 当組合員の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「職員賃金規則」及び「職員退職金規則」に基づき支払っております。 なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。